

資格取得後 5 年経過後の再教育です

「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」のご案内

令和 7 年 7 月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

フォークリフトによる作業について、全国の死傷者数（休業 4 日以上）は年間約 2,000 人にも上り、このうち令和 6 年には 16 人、過去 3 年間では 72 人の方が死亡されるなど、多くの労働災害が発生しています。

労働安全衛生法第 60 条の 2 により、事業者は、フォークリフトの運転などの危険又は有害な業務に就いている者に対して、安全衛生教育を行うように努めなければならないと規定されており、安全衛生教育のカリキュラムが、公示された指針に示されています。

この指針に基づいた安全衛生教育を実施いたしますので、フォークリフトによる労働災害防止のため、フォークリフトの資格取得後おおむね 5 年を経過した方は、是非とも受講いただきますようご案内いたします。

1 日時 令和 7 年 11 月 26 日（水） 9:00～16:30 （受付 8:40～8:55）

【学科 6 時間】

2 場所 鳥取県労働基準協会会館（鳥取市若葉台南 1 丁目 17 番地）

3 対象 フォークリフト運転技能講習を修了しておおむね 5 年経過した方

4 日程 ①最近のフォークリフトの特徴（2 時間） ②フォークリフトの取扱いと保守（2 時間）
③災害事例及び関係法令（2 時間）（実技はありません）

5 受講料 鳥取県労働基準協会会員 10,000 円（税込）（1 人あたり）（テキスト代含）
（消費税 10% 内税 909 円）

非会員 12,000 円（税込）（1 人あたり）（テキスト代含）
（消費税 10% 内税 1,090 円）

6 申込方法 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX 又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払いください。（振込手数料はご負担ください）
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。

申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部（鳥取市若葉台南 1 丁目 17 番地）

FAX 0857-52-5061

登録番号 T5270005000526

口座 鳥取銀行 鳥取支店 普通 0051204

名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部

7 受講申込・受講料支払期限 令和 7 年 11 月 11 日（火） なお、定員 80 人とします。

8 その他 (1) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。
受講者には各人に修了証を交付します。

(2) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。

(3) 感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。

(4) 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕を持って会場にお越しください。

(5) 会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先 鳥取県労働基準協会東部支部 TEL 0857-52-5060 担当 平井

FAX 0857-52-5061

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 受講申込書

令和7年11月26日(水)開催

フリガナ 氏 名	生 年 月 日

※ 修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会（ 会員事業所 ・ 非会員 ） どちらかに○をしてください。

受講者数（ 人 ） 受講料合計（ 円 ）

上記のとおり申し込みます。受講料は 月 日に（ 振込 ・ 現金払い ）します。

（申込・受講料支払期限は令和7年11月11日(火)です。）

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204

名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望（ する ・ し ない ）（どちらかに○印をして下さい。）

希望する場合はどちらかに○印をして下さい。（ 請求書 ・ 領収書 ）

令和7年 月 日

〒

所在地

事業所名

業種

Tel

Fax

（ご担当 ）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

駐車場の案内

